

別添

規則等の名称	審査基準及び処分基準
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法（昭和35年法律第105号） ・道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
趣旨	<p>道路交通法等の一部改正に伴って認知機能検査が導入されたこと等に伴い、審査基準等について所要の改正を行うこととしたもの。</p>
概要	<p>次の審査基準等について、法令の改正に伴う語句の修正等所要の改正を行うもの。</p> <p>第1 審査基準</p> <p>1 道路交通法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 免許証の更新（第101条第5項） ② 更新期間前における免許証の更新（第101条の2第3項） ③ 運転免許取得者教育の認定（第108条の32の2第1項） <p>2 道路交通法施行令関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動車免許 中型自動車免許及び普通自動車免許に係るものに限る。）（第33条の6第1項第1号ハ） ② 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係るものに限る。）（第33条の6第2項第1号ハ） ③ 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型第二種免許 中型第二種免許及び普通第二種免許に係るものに限る。）第33条の6第4項第1号ハ <p>第2 処分基準</p> <p>道路交通法（昭和35年法律第105号）関係</p> <p>運転免許取得者教育の認定の取消し（第108条の32の2第5項）</p>
施行日	平成21年7月2日
県民意見等を募集しなかった理由	<p>法令の改正に伴う語句の修正等であり、県民意見の募集を行っても、その意見を反映させる余地は極めて少なく、募集を行う意味が乏しいため。</p>
その他参考事項	